

石川県公報

平成24年6月12日

第12500号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
規 則	
石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬業務課) 1	政治団体の届出事項の異動の届出の公表 3
告 示	政治団体の解散の届出の公表 4
保安林の指定 (森林管理課) 1	資金管理団体の指定の取消しの届出の公表 4
歳入の徴収事務の委託 (公園緑地課) 2	県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 5
石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室) 2	県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 5
石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(同) 2	県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 5
公 告	県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 6
土地改良区の役員退任公告 (経営対策課) 2	
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課) 3	雑 報
選挙管理委員会	石川県公立大学法人英語教育(CALL)システム更新に係る企画提案の募集公告 6
政治団体の届出の公表 3	

規 則

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則を1111に公布する。

平成24年6月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十一年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第五号「たふし口」の次に「及び第五十三号のたふし口」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

告 示

石川県告示第292号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の指定森林の所在場所
白山市尾添ラ19の1(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
雪崩の防止
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

1 保安林の指定森林の所在場所

白山市美川永代町甲1の72(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第293号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成24年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島町1丁目 41番地	北陸総合警備保障株式会社	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等の入館料の徴収事務	金沢市寺町1丁目33 番19号	株式会社アドバンス社	〃

石川県告示第294号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成24年8月18日から施行する。

平成24年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行山ノ上町支店の項を削る。

石川県告示第295号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。
平成24年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の小松市の表3の項中「高田 健三」を「小森 隆盛」に改める。

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届

出があった。

平成24年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

花園土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	田 近 瞳	金沢市二日市町又107番地	平成24年5月7日

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年5月31日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エポック

3 代表者の氏名

林田 孝一

4 主たる事務所の所在地

白山市若宮3丁目72番1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者が地域で当たり前のように生活できる社会を実現することに寄与することを目的とする。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年6月12日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
麦田徹事務所	麦田 徹	寺田 隆	金沢市疋田2丁目129番地	平成24年4月4日
下風貴史事務所	下風 貴史	下風 庸恵	白山市相木町493番地5	平成24年4月23日

石川県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月12日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党 石川県漁業団体支部	会計責任者	桶川学	河崎浩	平成24年4月2日
自由民主党石川県支部連合会	会計責任者	吉崎吉規	米田昭夫	平成24年4月18日
自由民主党寺井支部	主たる事務所 の所在地	能美市寺井町△21番地	能美市大長野町ト27番地	平成24年4月24日
	代表者	井出敏朗	井出善昭	
	会計責任者	荒井昌宏	倉元利次	

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
谷本正憲 石川県水産業界後援会	会計責任者	桶川学	河崎浩	平成24年4月2日
桑原ゆたか後援会 ゆたか応援ネットワーク	主たる事務所 の所在地	金沢市百坂町4-32	七尾市亀山町39番地	平成24年4月2日
大口英夫連合後援会	会計責任者	寺西勇	原平治	平成24年4月2日
いしかわ水興会	会計責任者	桶川学	河崎浩	平成24年4月2日
むぎた徹連合後援会	主たる事務所 の所在地	金沢市疋田2丁目129番地	金沢市疋田2丁目128番地	平成24年4月4日
石川県タクシー政治連盟	会計責任者	山田靖夫	本堂紀義	平成24年4月11日
中西ようすけ後援会	代表者	霞流初太郎	中西強太郎	平成24年4月23日
七尾鹿島医師連盟	主たる事務所 の所在地	七尾市小丸山台2丁目102番地	七尾市府中町209番地	平成24年4月24日
	代表者	神野正博	三林裕	
たなか仁後援会	主たる事務所 の所在地	金沢市神谷内へ6-3	金沢市彦三町2丁目9-1 情報労連石川県協議会内	平成24年4月26日

石川県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月12日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
野村みつる後援会	平成24年4月2日
むぎた徹を市議にする会	平成24年4月4日
明和会	平成24年4月6日

石川県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成24年6月12日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の取消しの届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消届受理年月日
苗 代 明 彦	明 和 会	金沢市矢木 3 丁目 70 番地	苗 代 明 彦	平成 24 年 4 月 6 日

石川県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年 6 月 12 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,896人

石川県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年 6 月 12 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,126人

石川県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年 6 月 12 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,029人
七 尾 市 選 挙 区	16,200人
小 松 市 選 挙 区	29,041人
輪 島 市 選 挙 区	8,814人
珠 洲 市 選 挙 区	4,931人
加 賀 市 選 挙 区	20,008人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,650人
か ほ く 市 選 挙 区	9,384人
白 山 市 選 挙 区	30,161人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,354人
野 々 市 市 選 挙 区	12,709人
河 北 郡 選 挙 区	16,933人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,550人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,341人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,818人

石川県選挙管理委員会告示第34号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成24年6月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,126人

雑 報

石川県公立大学法人英語教育（CALL）システム更新に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成24年6月12日

石川県公立大学法人理事長 寺 西 盛 雄

1 調達概要**(1) 調達件名及び数量**

石川県公立大学法人英語教育（CALL）システム 一式

(2) 調達内容

ア 石川県公立大学法人英語教育（CALL）システムのソフトウェア及びハードウェア

PC（教員用、学生用）、中間モニタ、AV機器（プレーヤー、スピーカー、アンプ）、書画カメラ、机・椅子、配線コードは別途調達するため、本調達には含めないが、それ以外にシステムの本稼働に必要な全ての周辺機器の調達を含むものとする。

イ システム稼働に必要な導入作業

(3) 納入期限

平成24年9月21日

(4) 納入場所

石川県立大学及び石川県立看護大学

2 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 提案予定のシステムが4年生大学に納入・構築された実績を有すること。

3 企画提案募集要項等の交付場所等**(1) 交付場所及び問い合わせ場所**

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人本部事務局

電話番号 076-227-7553

(2) 交付方法

(1)の交付場所において書面で交付する。

4 企画提案書等の提出場所等**(1) 提出場所及び問い合わせ先**

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人本部事務局

電話番号 076-227-7553

(2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 平成24年6月28日（木）午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要項に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成24年7月3日(火)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。)

5 企画提案書の採否及び契約

(1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日プレゼンテーションを実施する。

(2) 企画提案書の採否について、(1)のプレゼンテーション実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議のうえ、契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 5(1)のプレゼンテーションへの出席並びに提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(3) 詳細は、企画提案募集要項及び仕様書、機能要件定義書による。

